

## 会社法改正：親子会社（多重代表訴訟等）

平成 26 年 6 月 20 日に、会社法の改正法が成立し、多重代表訴訟という仕組みが新設されることになりました。本改正法は 2015 年 4 月 1 日までに施行される予定です。これにより、発行済株式の 100 分の 1 以上の株式を持つ等、親会社の主要な株主であれば、一定の規模の子会社の取締役の任務懈怠にかかる責任を追及することが可能となります。その結果、たとえ子会社の取締役であっても、親会社の株主から責任を追及される可能性が生じることとなりますので、より慎重な業務執行が求められます。

その他、親子会社に関する規律にかかる主要な改正として、総資産額の 5 分の 1 を超える子会社株式等の譲渡の場合には、事業譲渡の場合と同様、株主総会の特別決議を要することになった点が挙げられます。

### 多重代表訴訟

#### 改正に至る経緯

取締役がその任務を懈怠して会社に損害を与えた場合、当該会社の株主は、株主代表訴訟を提起して当該取締役の責任を追及することが可能です。ところが、親会社の株主は、その子会社である個々のグループ会社の取締役の行為によって当該子会社（ひいては会社グループ）に損害が生じても、当該子会社の株主そのものではないために、現行制度のもとでは株主代表訴訟を提起することはできません。

現行制度においても、親会社自身は、子会社の株主であるため株主代表訴訟を提起することが可能ですが、当該親会社が、子会社の取締役の行為によって損害を被ったのにもかかわらず株主としての責任追及をしない場合に、当該親会社の株主の利益が害される可能性があるという懸念がありました。そのような背景から、親会社の株主が直接子会社の取締役<sup>1</sup>の責任を追及するための訴えが新設されることになりました。改正法ではこれを「特定責任追及の訴え」と定義していますが、以下、本稿においては、一般的な呼称に従い、「多重代表訴訟」と呼ぶことにします。

#### 改正の概要

##### 原告となり得る株主の範囲

多重代表訴訟を提起するには、まず、当該子会社の完全親会社等であって、その完全親会社等がないもの（以下「最終完全親会社等」といいます。）の株主であることが必要です。したがって、親会社・子会社・孫会社などと、多層にわたる親子関係が形成されている場合には、その最上位の親会社の株主にのみ多重代表訴訟の提起が認められます。

---

<sup>1</sup>本ブリーフィングでは、説明の便宜上、子会社の取締役に対する責任追及の場面を想定しています。

さらに、多重代表訴訟を提起する権利は、通常の株主代表訴訟と異なり、いわゆる少数株主権となっています。すなわち、①最終完全親会社等の総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く）の議決権の100分の1以上の議決権を有する株主、又は、②最終完全親会社等の発行済株式（自己株式を除く）の100分の1以上の数の株式を保有する株主に限って提起することが認められています<sup>2</sup>。

### 対象となる子会社の範囲

多重代表訴訟の対象となる取締役は、一定程度の重要性をもつ子会社における取締役に限られます。すなわち、対象となる子会社は、取締役の責任の原因となった事実が生じた日において、その株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額の5分の1を超える場合のみに限られています。

### 手続

多重代表訴訟の手続は、現行法の株主代表訴訟の手続に準じて定められています。すなわち、子会社の取締役の責任を追及したいと考える株主は、原則として、まずは当該子会社に対して訴えの提起を請求する必要があります。当該株主は、当該提訴請求の日から60日以内に、当該子会社とその取締役の責任を追及する訴えを提起しないときには、当該子会社のために多重代表訴訟を提起することができます。

なお、通常の株主代表訴訟の場合と同様、不正な目的による提訴が制限されているほか、多重代表訴訟に特有なものとして、取締役の責任の原因となった事実によって最終完全親会社等に損害が生じていない場合には多重代表訴訟は提訴できないこととされています。

### 実務への影響と対策

以上の通り、持株会社の子会社の取締役は、その任務を怠ったことにより、持株会社の株主から責任を追及される可能性が生じることになります。したがって、多重代表訴訟の対象となる子会社の取締役は、従前にも増して任務懈怠により会社に損害を生じさせないよう留意する必要があります。

もっとも、今回の改正前も持株会社による責任追及を受ける可能性はあったのであり、多重代表訴訟によって取締役に新たに特別な義務が課されるわけではありません。

### 親会社による子会社の株式等の譲渡

現行会社法のもとでは、親会社が子会社の株式等を譲渡する場合に、それが事業譲渡のように特別決議を要するか否かについて明確ではありませんでした。そこで、総資産額の5分の1を超える子会社株式等の譲渡の場合には、事業譲渡の場合と同様、株主総会の特別決議を要することとされました（譲渡の効力発生日に子会社の総議決権の過半数を有する場合を除きます）。

従って、今後子会社の株式を譲渡する場合には、上記の基準に該当し特別決議を要しないかの検討が必要になります。

<sup>2</sup>公開会社の場合においては、6か月前から引き続き①又は②の要件を満たしている必要があります。

## お問い合わせ先

記事に関する詳細又はその他のお問い合わせは下記の者にご連絡ください。



**神山達彦**  
(かみやまたつひこ)  
パートナー

T: +(81 3) 5561 6395  
E: tatsuhiko.kamiyama  
@cliffordchance.com



**茂木 諭**  
(もぎさとし)  
シニア・アソシエイト

T: +(81 3) 5561 6295  
E: satoshi.mogi  
@cliffordchance.com



**鹿倉将史**  
(しかくらまさふみ)  
アソシエイト

T: +(81 3) 5561 6323  
E: masafumi.shikakura  
@cliffordchance.com

本稿はテーマとなる題材に関して一般的な解説を行うことを目的としており、全ての側面を網羅するものではありません。又、本稿は、法律その他のアドバイスをを行うものではありません。

クリフォードチャンス法律事務所  
外国法共同事業

〒107-0052 東京都港区赤坂2丁目17番7号赤坂溜池タワー7階

© Clifford Chance 2014  
Clifford Chance Law Office (Gaikokuho Kyodo Jigyo)

[www.cliffordchance.com](http://www.cliffordchance.com)

Abu Dhabi ■ Amsterdam ■ Bangkok ■ Barcelona ■ Beijing ■ Brussels ■ Bucharest ■ Casablanca ■ Doha ■ Dubai ■ Düsseldorf ■ Frankfurt ■ Hong Kong ■ Istanbul ■ Jakarta\* ■ Kyiv ■ London ■ Luxembourg ■ Madrid ■ Milan ■ Moscow ■ Munich ■ New York ■ Paris ■ Perth ■ Prague ■ Riyadh ■ Rome ■ São Paulo ■ Seoul ■ Shanghai ■ Singapore ■ Sydney ■ Tokyo ■ Warsaw ■ Washington, D.C.

\* Linda Widjati & Partners in association with Clifford Chance.